

63 内閣官報局次長高橋健三外五名へ勉励手当を下賜の事

〔明治十八年十二月〕

明治十八年十二月

文書局 印

内閣官報局次長

手当金貳百円

高橋健三 (田部) (印) (✓)

非職元 (加筆) 権大書記官

手当金百貳拾円

関 新吾 (田部) (印) (✓)

非職元 (加筆) 権少書記官

手当金百貳拾円

佐野常樹 (田部) (印) (✓)

非職元 (加筆) 権少書記官

手当金百円

草野宜隆 (田部) (印) (✓)

右之通下賜り度候也

十九年一月一三日

(注記2)

但右一同先例之通辞令書御渡無之口達ニ而賜金御渡之事

明治十八年十二月

(注記3)

文書局 印

記録局属

月俸全額百円

箕論 醇 (田部) (印) (✓)

右ハ頭書ノ通勉励賜金下賜り度候也

但同上

(注記4)

(注記1)

「十二」(簿冊内件名番号)

(注記2)

「記入済」

(注記3)

〔正平〕

(注記4)

「記入済」

〔公文類聚 第十編 賞血門
一 明治十九年 卷之八〕
2A, 11, ㊦254